

第21回 定例農業委員会総会議事録 (第22期)

1 日 時 平成28年3月28日(月) 9時20分～10時12分

2 場 所 阿久根市役所 第1会議室

3 出席委員(12人出席)

- ① 新穂 敏憲 ② 坂口 輝美 ③ 冨永 勝志 ④ 石原 千代年
⑤ 堂後 善人 ⑥ 尻無濱 俊幸 ⑦ 高原 熊夫 ⑧ 平田 修二
⑨ 京田 提樹 ⑩ 松下 輝男 ⑪ 石坂 務 ⑫ 田嶋 輝男

4 欠席委員等(早退・遅刻等)

なし

5 議事日程

- 諮問第 1 号 農業振興地域の農用地利用計画の変更に係る意見について
議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第12号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第14号 非農地証明願いについて
議案第15号 農用地利用集積計画について
議案第16号 農業委員会の平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価について

6 農業委員会事務局等出席職員

- 農業委員会事務局 谷口 義美 (事務局長)
久保田真一郎 (次長兼管理係長)
大田 豊茂 (管理係)
榎木 海斗 (管理係)
濱崎 春香 (管理係)

○農政課

猿楽 優介 (農政管理係)

議長 (田嶋 輝男)

皆さん、おはようございます。

定刻より10分ほど早いようですが、第21回定例農業委員会総会を開会いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第1 議事録署名委員の指名であります。議長において、8番平田 修二委員、9番 京田 提樹委員を指名いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、第21回定例農業委員会総会は、本日1日限りと決定いたします。

なお、議事日程については、お手元に配布してある日程表のとおりですので、ご了承を願います。

議長 (田嶋 輝男)

日程第3 諸報告であります。2月26日、鹿児島県農業会議の2月定例常任会議に出席いたしました。

3月に入り、1日には鶴翔高校の第9回卒業式に出席し、18日にはJA鹿児島いずみの役員報酬審議会に私の方が出席いたしております。

また、25日には、午前中、鹿児島県農業会議の3月定例常任会議に、午後からは久保田次長と農業会議の第89回通常総会に出席いたしております。

私からは以上であります。皆さん方からありましたら、その他のところでお願いをいたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第4 諮問第1号

農業振興地域の農用地利用計画の変更に係る意見についてを議題といたします。

それでは、農政課に説明を求めます。

農政課 (猿楽 優介)

皆さん、おはようございます。

農政課の猿楽です。

私の方から諮問第1号について、説明いたします。

諮問第1号は農業振興地域の農用地利用計画の変更に係る意見についてです。

農業振興地域の整備に関する法律第8条の規程に基づいて定められました農業振興地域整備計画を変更する場合、同法施行規則第3条の2第2項の規程により、農業委員会の意見を聴くこととなっておりますので、諮問いたすものです。

本日、ご審議いただきます案件は、農用地区域からの除外の2件であります。

この件については、去る3月15日に農政推進会議委員であります会長及び第1・第2分科会長による現地調査を実施していただいております。

以下、内容について説明いたします。

(諮問資料にて説明)

以上で説明を終わります。
ご審議方よろしく申し上げます。

議長 (田嶋 輝男)
農政課の説明が終わりました。
これより質疑を許します。

議長 (田嶋 輝男)
質疑ございませんでしょうか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)
質疑なしと認めます。
お諮りいたします。
農政課の説明は、変更することに問題はないということであります。
諮問のとおり変更することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)
異議なしと認めます。
よって、本件については異議がない旨を答申することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)
日程第5 議案第11号
農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。
それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 （大田 豊茂）

それでは、議案第11号についてご説明いたします。

議案書の3ページをご覧ください。

農地法第3条の申請は8件であり、使用貸借権が3件と所有権移転が4件と賃借権が1件であります。

なお、今回の申請のうち整理番号1から7については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

また、3月15日に7番委員及び10番委員と事務局で現地調査並びに聞き取り調査を実施いたしました。

それでは、ご説明させていただきます。

整理番号1の使用貸借権について、地図は1ページであります。

申請地は耕作地であり、十分な有効利用が図られる農地でありました。

申請人は、〇〇市〇〇〇町〇〇にお住いの〇〇 〇さんであります。

〇〇さんは現在、水稻の生産を行い、年間150日程度農業に従事されております。

申請地は水稻を生産するということであり、周辺への影響、労働力、下限面積等についても許可要件を全て満たしており、何ら問題はないと思われれます。

次に整理番号2の所有権移転について、地図は2ページであります。

申請地は耕作地であり、十分な有効利用が図られる農地でありました。

なお、貸人は亡・〇〇〇〇相続財産管理人の〇〇〇 〇〇 〇さんであります。

申請人は、〇〇〇〇区にお住いの〇 〇〇さんであります。

〇さんは現在、肥育牛の生産を行い、年間200日程度農業に従事されております。

申請地は飼料作物を生産するということであり、周辺への影響、労働力、下限面積等についても許可要件を全て満たしており、何ら問題はないと思われれます。

次に整理番号3の所有権移転について、地図は4ページであります。

申請地は耕作地であり、十分な有効利用が図られる農地でありました。

申請人は、〇〇区にお住いの〇〇 〇〇さんであります。

〇〇さんは現在、ハウス園芸の生産を中心に行い、年間200日程度農業に従事されております。

申請地は水稻を生産するということであり、周辺への影響、労働力、下限面積等についても許可要件を全て満たしており、何ら問題はないと思われれます。

次に整理番号4の使用貸借権について、地図は7ページから8ページであります。

申請地は耕作地であり、十分な有効利用が図られる農地でありました。

申請人は、〇〇区にお住いの〇 〇さんであります。

〇さんは現在、キヌサヤの生産を行い、年間200日程度農業に従事されております。

申請地はキヌサヤを生産するということであり、周辺への影響、労働力、下限面積等についても許可要件を全て満たしており、何ら問題はないと思われれます。

次に整理番号5の所有権移転について、地図は9ページであります。

申請地は耕作地であり、十分な有効利用が図られる農地でありました。

申請人は、同じく〇〇区にお住いの〇 〇さんであります。

〇さんは現在、キヌサヤの生産を行い、年間200日程度農業に従事されております。

申請地は、キヌサヤを生産するということであり、周辺への影響、労働力、下限面積等についても許可要件を全て満たしており、何ら問題はないと思われれます。

次に整理番号6の所有権移転について、地図は10ページから17ページであります。

申請地は耕作地であり、十分な有効利用が図られる農地でありました。

申請人は、〇〇市〇〇町にお住いの〇〇 〇〇〇さんであります。

〇〇さんは現在、水稻・甘藷の生産を行い、年間200日程度農業に従事されております。

申請地は、季節野菜等を生産するということであり、周辺への影響、労

働力、下限面積等についても許可要件を全て満たしており、何ら問題はないと思われます。

次に整理番号7の使用貸借権について、地図は5ページから6ページであります。

申請地は耕作地であり、十分な有効利用が図られる農地でありました。

申請人は、〇〇区にお住いの〇〇 〇〇さんであります。

〇〇さんは現在、水稻の生産を行い、年間200日程度農業に従事されております。

申請地は水稻を生産するということであり、周辺への影響、労働力、下限面積等についても許可要件を全て満たしており、何ら問題はないと思われます。

なお、〇〇さんは今回、新規就農者でございます。

次に整理番号8の賃借権について、地図は3ページであります。

申請地は耕作地であり、十分な有効利用が図られる農地でありました。

今回の申請は社会福祉法人であり、農地法第3条第2項の規定により不許可に該当いたしますが、同条第2項の「ただし書き」において、「政令で定める相当の理由があるときは、この限りでない。」と記載されています。

今回の申請は社会福祉法人であり、申請書において「通所利用者と職員の健康管理から農業体験学習のための耕作を行いたい。」旨の記載があることから、農地法施行令第6条第1項のハ「教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人で、農林水産省令で定めるものがその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められること。」に該当し、許可要件を満たしております。

申請地は耕作地であり、十分な有効利用が図られる農地でありました。

申請人は社会福祉法人〇〇〇 理事の〇〇 〇〇さんであります。

申請地は甘藷を生産するということであり、周辺への影響、労働力、下限面積等についても許可要件を全て満たしており、何ら問題はないと思われます。

なお、生産された甘藷の一部については、〇〇〇の通所利用者や職員の

給食用の食材に利用するということでもあります。

以上で説明を終わります。

よろしく申し上げます。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

次に、調査員の報告を求めます。

7番委員 (高原 熊夫)

それでは、農地法第3条の許可申請につきまして、ご報告いたします。

3月15日に10番委員及び事務局職員と、現地調査並びに聞き取り調査をいたしました。

申請地はいずれも耕作可能な農地でありました。

申請人も農機具の所有や就労日数・耕作面積など問題なく、営農に意欲的に取り組んでおられました。

申請地も必ず耕作するとのことで、周辺への影響も無く許可相当であると調査して参りました。

以上で報告を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

調査員の報告が終わりました。

これより質疑を許します。

議長 (田嶋 輝男)

質疑ございませんか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件の整理番号1から7については農地法第3条第2項各号に該当せず、また、整理番号8については農地法第3条第2項のただし書きより、許可することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については許可することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第6 議案第12号

農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 (濱崎 春香)

おはようございます。

それでは、議案第12号について説明いたします。

今月の農地法第4条の許可申請は1件です。

3月15日に7番委員及び10番委員と事務局職員で現地調査をいたしました。

それでは、整理番号1につきまして説明いたします。

整理番号1は、〇〇〇兼〇〇への転用です。

地図は18ページで、有限会社〇〇〇〇近くになります。

申請地は、農地の広がり10ha以上あり、第1種農地に該当することから原則不許可地であります。申請地からおおむね50m以内に3戸以上の住居が連たんしているため、第1種農地の不許可の例外である集落接続施設に該当します。

申請人は、〇〇〇区にお住まいの〇〇 〇〇さんです。

〇〇さんは現在、〇〇〇を営んでおられますが、〇〇〇や〇〇が無く何かと不便であったため、自宅近くに〇〇〇兼〇〇を建築されたく申請されたものです。

申請地周囲は、北側は申請人の宅地、他は畑及び里道でございました。

今回の申請は造成をされて、すでに〇〇〇兼〇〇は設置してあることから、申請人より農地法の許可が必要なことを知らずに20年以上前に施工したことでの記載がある始末書が添付されております。

申請地は現状のままでの使用で、雨水等は自然流下です。

以上で説明を終わります。

よろしく申し上げます。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

次に調査員の報告を求めます。

10番委員 (松下 輝男)

それでは、農地法4条第1項の規定による許可申請について、報告をいたします。

3月15日に7番委員と事務局職員で現地調査をしました。

それでは整理番号1につきまして報告をいたします。

整理番号1については、申請地周囲は北側が申請人の宅地であり、他は畑及び里道でありました。

始末書の添付もあり、悪意は無く、周囲への悪影響も無いことから、許可相当であると調査してまいりました。

以上で報告を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

調査員の報告が終わりました。

これより質疑を許します。

議長 (田嶋 輝男)
私から、追認する形になりますか。

事務局 (濱崎 春香)
はい

議長 (田嶋 輝男)
質疑ないですか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)
質疑なしと認めます。
お諮りいたします。
本件についての調査員の報告は、許可相当であります。
調査員の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)
ご異議なしと認めます。
よって、本件については許可相当の意見を付し、県に進達することに
決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)
日程第7 議案第13号
農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。
それでは、事務局に説明を求めます。

請地に自己の住居を建築されたく申請されたものです。

申請地周囲は、西側市道、他は畑でございました。

申請地は東側に向かって下り勾配の土地であるため、1.5m程盛り土をされ、土砂流出等が無いように雑石で土留め工事をされます。

建物は平屋建てとし、排水等は浄化槽で処理後、西側の市道側溝に流されます。

以上で説明を終わります。

よろしく申し上げます。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

次に、調査員の報告を求めます。

10番委員 (松下 輝男)

それでは、農地法第5条第1項の規定による許可申請について報告いたします。

3月15日に、7番委員と事務局職員で現地調査をいたしました。

それでは整理番号1から順次報告をします。

整理番号1については、申請地周囲は北側宅地及び雑種地、南側田んぼ、西側山林、東側里道でございました。

既に〇〇〇〇〇として利用されておりますが、始末書の添付もあり、悪意は無く、周囲への悪影響も無いため、許可相当であると調査してまいりました。

整理番号2については、申請地周囲は西側市道、他は畑でありました。

土砂流出等が無いよう土留めを行い、建物も平屋建てとすることから、周囲の農地への悪影響も無く許可相当であると調査してまいりました。

以上で報告を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

調査員の報告が終わりました。

これより質疑を許します。

議長 (田嶋 輝男)
質疑ございませんでしょうか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)
質疑なしと認めます。
お諮りいたします。
本件についての調査員の報告は、許可相当であります。
調査員の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)
異議なしと認めます。
よって、本件については許可相当の意見を付し、県に進達することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第8 議案第14号

非農地証明願いについてを議題といたします。

本件については、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査の現地調査において、農地に復元し利用することが困難であると判定された土地であります。

また、事務局職員でも再調査をいたしております。

従って、本件については荒廃農地の発生・解消状況に関する現地調査で判定されたとおり、非農地とすることにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については非農地として証明することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第9 議案第15号

農用地利用集積計画についてを議題といたします。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 (榎木 海斗)

それでは、議案第15号 平成28年農用地利用集積計画書第3号について、提案いたします。

この議案書の公告年月日は平成28年4月1日となります。

1ページをお開きください。

(議案資料にて説明)

以上、農地銀行活動調査表及び農家台帳に基づいたところ議案に記載のとおりでございます。

なお、議案第15号 平成28年農用地利用集積計画書の第3号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

これより質疑を許します。

議長 (田嶋 輝男)
質疑ございませんでしょうか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)
質疑なしと認めます。
お諮りいたします。
本件については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)
異議なしと認めます。
よって、本件については原案のとおり決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)
日程第 10 議案第 16号
農業委員会の平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてを議題といたします。
それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 (久保田 真一郎)
それでは、議案第16号について説明させていただきたいと思います。
議案書と一緒に事前に送付いたしました、お手元の資料をご覧くださいと思います。
表紙に議案第16号資料と書かれた物でございます。
この議案での平成27年度の目標等につきましては、昨年3月の総会で案を提示しまして、4月から5月の1月間、市報やホームページで市民の意見や要望等のパブリックコメントを求めまして、その後、昨年5月の総

会で再度提案して決定していただいたものでございまして、今回は、この計画に対してのまとめでの活動の点検・評価を行うものでございます。

また、これまではこの3月の総会で、新年度の活動計画案につきましても提案しまして、これにつきましても4月から5月に広く市民の意見や要望等を聴く形をとっておりましたけれども、平成28年4月1日からの改正農業委員会法の施行に基づきまして、九州農政局の方から県を通じまして、平成28年度の活動計画につきましても、内容や様式変更等を行うことから、様式等を定めた後、あらためてこの通知を行うということでございました。

従いまして、今回の3月での総会の案件は、平成27年度の活動の点検評価のみとなりますので、御了承いただきたいと思っております。

それでは、資料の表紙裏をご覧くださいと思いますが、農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画作成の目的を記載してございますが、今回、平成27年度のものまでは、平成20年12月に農林水産省がまとめました農地改革プランにおきまして、農業生産・経営の資源である農地を確保することが基本であり、農地面積の減少を抑制し、農地所有から利用に再構築することが重要課題として捉えまして、この実効のためには農業委員会の役割が非常に重要とされているところでございます。

これを受けまして、農業委員会は適正な事務実施について、これまで毎年、農業委員会業務の点検・検証等を行い、また、目標及び活動計画を作成し、毎年6月までに県を通じて九州農政局へ報告することとなっているものでございます。

つきましては、平成27年度の目標及び活動計画は、昨年5月の総会で決定していただきましたので、今回は先ほども申し上げましたが、この点検・評価を行うこととしまして、平成28年度の計画につきましても、今後、国から県を通じまして示された後、4月以降にあらためて提案することになりますので、御了承いただきたいと思っております。

それでは、内容につきましても、説明したいと思っておりますので、資料の1ページをご覧くださいと思います。

内容につきましても、委員の皆様には事前にお目通ししていただいたか

と思いますが、ここでは黄色に着色してある部分を主に説明したいと思
いますので、御了承いただきたいと思
います。

(別紙資料にて説明)

最後に国の農業政策も、農地中間管理事業の推進強化や農業委員の制度
改革等により、私ども農業委員会活動も年1回の農地利用状況調査を行い、
それを基にした利用意向調査や非農地判断と、その活動も益々重要になっ
てまいりますので、今後とも農業委員の皆さまの御協力につきまして、よ
ろしくお願い申し上げまして、以上で平成27年度の活動の点検・評価の
説明を終わらせていただきます。よろしくお願
いいたします。

議長 (田嶋 輝男)
事務局の説明が終わりました。
ここで質疑を許します。

議長 (田嶋 輝男)
質疑等ないでしょうか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)
質疑なしと認めます。
お諮りいたします。
本件について、決定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)
現段階では、異議なしと認めます。

よって、本件については原案のとおり決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

それでは、以上で提案された議案は全て終了いたしました。

その他に皆さん方から報告等がありましたならお願いいたします。

議長 (田嶋 輝男)

皆さんからないですか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)

事務局は、ありませんか。

事務局 (久保田真一郎)

ここでは、ございません。

議長 (田嶋 輝男)

それでは、ほかにないようですので、以上をもって総会を閉会いたします。

閉会時刻 10:12